

社会的距離の確保等の措置延長について

○1月2日、中央災難安全対策本部は、新型コロナウイルス感染の現状を総合的に考慮し、1月3日(日)に終了予定であった首都圏の社会的距離の確保第2.5段階及び非首都圏の第2段階措置を1月17日(日)まで2週間延長すると発表しました。また、5人以上の私的な集まりの禁止等を定めた特別防疫対策措置につきましても、1月17日(日)までの2週間延長に加えて措置対象範囲が首都圏から全国に拡大されます。

○詳細については、以下を御参照下さい。

【韓国保健福祉部HP (韓国語)】

http://www.mohw.go.kr/react/al/sal0301vw.jsp?PAR_MENU_ID=04&MENU_ID=0403&page=1&CONT_SEQ=362858

○在留邦人の皆さまにおかれましては、韓国政府及び自治体、保健当局等が発表する感染予防対策等を参考としながら、引き続き、最新の情報収集に努めるとともに、感染予防に十分ご留意いただきますようお願いいたします。